令和１年７月25日

花見会計事務所だより No.63

今年10月から消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、現行の請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」「税率ごとに合計した税込対価の額」を記載した「区分記載請求書等保存方式」が必要となるのが原則です。ところで現行の請求書等では仕入税額控除の適用は受けられないのでしょうか？今回は現行の請求書等でも仕入税額控除の適用を受けることができるものをご案内いたします。

※ 区分記載請求書等保存方式の下でも、３万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

※　取引に軽減税率の対象となるものがない場合（すべての取引が　10％対象の場合）には「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載については10％対象の税込対価の額の合計額を記載すれば足り、「8％　0円」といった軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の記載は必要ありません。

【軽減税率の対象となる商品がない場合の記載例】

請求書

㈱〇〇御中　　XX年11月30日

11月分 110,000円(税込)

日付	品名	金額
11/1	ティッシュ	550円
11/2	ボールペン	3,300円
11/2	カーテン	22,000円
⋮	⋮	⋮
合　計		110,000円

△△商事㈱

（取引のすべてが軽減税率の対象となる場合には請求書等に「全商品が軽減税率対象」などと記載するなどし、その請求書等に記載されたすべての取引が軽減税率の対象となることが客観的に明らかになる程度の記載が必要となります。）

※ 仕入先から交付された請求書等に、「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した税込対価」の額の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

（注）帳簿については現行の記載事項に加え、課税仕入れが他の者から受けた軽減税率対象資産の譲渡等に係るものである場合にはその旨の記載が必要となります。

【阿藤より一言】

今年の７月は晴れた日が少なく、長梅雨となりました。
曇り空が続き、青空が待ち遠しいですが、急激に暑くなり
体調を崩さないようお身体をご自愛くださいませ。

花見会計事務所
TEL:026-248-7500
MAIL:info@hanami-kaikei.jp
URL:http://hanami-kaikei.jp